

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

1 改正の概要

(1) 運転技能検査の内容の充実

「運転技能検査の内容の充実に係る方向性等に関する報告書」（令和 8 年 8 月・運転技能検査の見直しに関する有識者検討会）において、高齢運転者はアクセル・ブレーキの踏み間違いによる交通事故が多いことを踏まえ、ペダル操作の正確性を確認するため、運転技能検査の課題に「方向変換」を追加すべきという方向性が示されたことを受け、運転技能検査の課題に「方向変換」を追加することとする。

(2) 波状路コースの見直し

大型自動二輪免許の教習コースのうち「波状路コース」について、難易度を損なわず、より安全に教習等を実施することができるよう、新たなコースの形状及び構造に関する基準を定めることとする。

2 意見公募の実施期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）から 10 月 17 日（土）までの間（30 日間）

3 施行期日

- 1 (1)関係 令和 9 年 6 月 1 日
- 1 (2)関係 令和 9 年 2 月 1 日